令和８年 10 月 27 日
庁　議　資　料

狛江市交通安全計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

１．パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和８年９月１日（火）～９月 30 日（水）
公表方法	・広報こまえ９月１日号 ・市ホームページ、Youtube 説明動画公開 ・道路交通課窓口
意見の 提出方法	・道路交通課への書面による提出 ・郵便による送付 ・ファクシミリによる送信 ・電子メールによる送信 ・狛江市公式ホームページ専用フォームによる送信
対象者	・市内に住所を有する者 ・市内に存する学校に在学する者 ・市内に事務所又は事業所を有する者 ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
意見等件数	提出者数：１人 件　　数：１件

■狛江市交通安全計画（案）に対するパブリックコメントご意見・回答

	狛江市交通安全計画（案）に対するご意見	回答	修正の有無
1	自転車に乗る立場としても歩道を歩く立場としても、自転車が危ないと思っています。歩道が広い場所では歩道を歩行者用と自転車用に分けて整備する、車道では自転車通行帯を車が通れないようにするなど、歩行者、自転車、車をそれぞれ分離してほしいと思います。 わたしは、車道の自転車通行帯はバスが通る場所などで安全に自転車で走行できると思えないので、歩道を走っています。歩道を自転車で走る際にも、両方向に自転車が走っているので、歩行者と自転車が入り乱れ危ないです。歩道では自転車も車と同じ左側の歩道だけ走るようするなど、歩道を走行する場合の自転車のルールがしっかり決められ、周知されたら良いと思います。 多摩川沿いなど、自転車にぴったりな場所のある狛江市ですから、気持ちよく安全に自転車に乗れる街になればと思います。	自転車につきまして、本計画案では交通安全対策を推進するにあたり、重視すべき視点①で自転車の安全利用の推進を定めており、また分野別施策１にて「狛江市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車走行空間を整備し、自転車の通行・進行すべき方向を表示することで、歩行者との分離を図ります。 警察庁の自転車安全利用五則におきまして、自転車の通行は車道が原則であり、歩道は歩行者優先であり、歩道を自転車で通行できる際は、車道寄りを徐行するルールとなっております。 市としては、自転車走行空間を整備し自転車安全利用五則をはじめとした交通ルールとマナーの周知を図るなど、交通安全施策を推進してまいります。	無